

新潟家庭裁判所委員会(第30回)議事概要

第1 日時

平成31年2月7日(木)午後1時30分から午後3時30分まで

第2 場所

新潟家庭裁判所大会議室

第3 出席者

【委員】(五十音順, 敬称略)

石田央, 今井和桂子, 江花カヨ子, 酒井昌彦, 佐藤克哉, 佐藤道明(委員長), 高木伸幸, 土屋貞男, 中野康典, 長谷川直子, 馬場健

【委員以外の裁判所出席者】

簗川雄一裁判官, 梅澤美紀首席家庭裁判所調査官, 中嶋伊都子首席書記官, 佐藤利明次席家庭裁判所調査官, 樋口豊次席書記官, 哥安祐家事訟廷管理官, 松村友和主任書記官, 寺澤英記事務局長, 齊藤昭彦事務局次長

第4 テーマ

成年後見制度について

第5 議事

1 テーマについて

委員長から, 本日のテーマの設定趣旨について説明があった。

2 テーマに関する説明

最高裁判所作成のDVD「わかりやすい成年後見制度の手続」を上映した後, 申立てを考えて裁判所へ来庁された方に新潟家庭裁判所が行っている手続説明と申立案内の方法を裁判所職員が説明した。

また, 成年後見事件の概況及び後見制度の利用促進法について解説をした。

3 意見交換

(1) 後見人等の選任手続について

(委員)

後見人等を選ぶ時の審査は, どのように行われているか。また, 後見人等に選ばれるために必要な資格や基準はあるか。

(裁判所出席者)

申立人において後見人等推薦する候補者がいる場合、事情説明書を提出してもらう。事情説明書には、候補者の職業や学歴等も含めて、後見人等として相応しい情報を記載してもらうことになっており、その情報を基に候補者について審査している。

また、過去に後見人を解任されたことがある等、法律で決められた欠格事由に該当するかについても審査している。

なお、専門職を選任すべき事案については、社会福祉士会、司法書士団体、弁護士会のいずれかの専門職団体に推薦依頼をして、推薦された方を選任している。

(委員長)

資格要件が定められている専門職を後見人とする場合は、資格の面で問題となることはあまりない。資格の面で問題となるのは専門職以外の候補者ということになるが、プライバシーにも関わることになるので詳細に調べることはしていない。何らかの形で、選任に疑問があるとの情報が裁判所に入った場合には、その方を外すというのが実情である。

(委員)

認知症の高齢者が増えていることもあって、金融機関の窓口でも本人確認が難しいことも多くなっているため、成年後見制度は、金融機関にとっても有り難い制度だと認識している。

後見制度については、申立てをしてから審判が出るまで時間や鑑定料が相当程度かかったりするというイメージが個人的にあったけれども、先ほどの説明で、審理期間は1か月程度で鑑定料も5万円くらいと説明されていたので、思っていたほどではないと分かった。その点も含めて、今後PRをもっとした方が良いと思う。

また、更なる期間の短縮や費用の低減の努力をしていただくと有り難い。

(2) 後見制度支援預金及び後見制度支援信託について

(委員)

後見制度支援預金の話も出ていたので、地元銀行から聞いた話を紹介する。地元金融機関も後見制度支援信託や後見制度支援預金が浸透してきているとい

うことは承知しており、最高裁判所が行っている後見制度支援預金の取扱い開始に向けた地方銀行と家庭裁判所との連携の在り方といった全国的な講演会にも参加している。制度設計にあたっては、上部団体である全国地方銀行協会と連携して約款や商品概要を詰めていくということになると思うが、担当者としては、良い制度であるということを理解しており、今後検討していくことになるだろうというスタンスであった。

(委員長)

金融機関の方で、後見制度に協力していただけるような制度をいろいろと考えていただいているということは、大変有り難いことだと思っている。

ところで、後見人の立場について、行員の方々の理解や認識というものは十分と考えてよろしいか。

(委員)

本部の方で一生懸命啓蒙をしていると思うが、個別の支店では取扱いが決して多くなく、慣れていないことから、手間取るということもないわけではないと思う。

後見制度をもっと活用いただくと同時に、行員への教育をもっと行っていく必要があると考えている。

(委員長)

金融機関の窓口に来られた方で、能力的にお金を下ろさせて大丈夫かなと感じるケースは多いものか。

(委員)

私は現場を離れているので直接のことは分からないが、ないわけではなく、これからはそうした悩ましいケースがもっと増えていくのだろうと思う。

(3) 後見制度の周知について

(委員)

後見制度について、今日初めていろいろ教えていただいた。その裏返しとして、普段、一般に触れる機会がないということだと思う。

お金の関係で切羽詰まってから家庭裁判所に来られる方が多いということであれば、金融機関においても預金者等を対象に後見制度について周知を行ったら、もっと一般の人が身近に感じて利用を検討する機会も多くなるのではない

かとの感想を持った。

(4) 後見制度の不正事案について

(委員)

後見制度利用者が年々増えているということだが、不正事案の状況も増加傾向にあるのか。

(裁判所出席者)

平成27年以降、新潟県内では刑事事件になった事案はなかったと記憶している。

(委員長)

不正事案というと、親族後見人が使い込んでしまうケースが数としては多いが、指摘されるとそれを認めて使った分を後で分割して返済するという場合がほとんどなので、刑事事件にまでなっている件数は少ない。

(委員)

保佐や補助で診断された方の認知機能等が進んだ時、対応はどのようにしているか。

(委員長)

本人の能力を踏まえて保佐や補助ではふさわしくなくなったら、その時点で改めて調査等をして手続を移行させている。

(4) 後見監督について

(委員)

後見制度の利用者数が増えれば増えるほど、裁判所の監督は今後どうしていくのか。後見人等が報告書をあげることになっているが、その報告書を隅から隅まで見ることは困難になり、監督が形骸化していくのではないかという点が気になった。

(委員長)

事件が増えれば増えるほど、監督をいかに効率的に意味のあるものにしていくかが課題となっているが、幸い家庭裁判所としては人的態勢も強化させているので、対応できているのではないかと考えている。

(5) 後見制度の説明の在り方について

(委員)

説明の際に使われている用語の中に、分かりにくいものがあるように感じた。例えば、説明の際に使われる「選任」という言葉は、おそらく一般の人には分からない。分かる人のみを対象として、分からない人は対象としないと意図的にしているのであればそれでも良いと思うが、そうでなければ、広報をしていく上で表現ぶりを考えた方が良いと思う。

(6) 後見人等の立場からの意見

(委員)

私は村上市で執務をしているが、村上市に弁護士は1名しかいない。

後見人については、裁判所から打診を受けて受任する場合のほかに、裁判所以外から打診を受けて受任する場合も相当数あり、現在18名の後見人等をしている。後見事件は、今後まだまだ増えていくだろうが、一人の弁護士でカバーできる数は限られているので、後見人の担い手の育成は、喫緊の課題だろうと思う。

現実には後見業務をしていて感じたことの一つとして、金融機関によって対応が違うということがある。例えば、ゆうちょ銀行では、後見人等がどの窓口に行っても払い戻しができるが、他の金融機関によっては、当該支店のみで、かつ窓口の後見人等自身が出向くことを求められる場合がある。後見人等自身が出向かなければいけないというのはもちろん厳しいが、当該支店のみで限定されるのはさらに厳しい。私の事務所は村上駅前にあるが、金融機関の支店は村上市内に点在しており、中には車で50分近くかかる所もある。どの支店でも預金取引ができるように、少なくとも県内で統一されると、専門職後見人に限らず、例えば実家から離れて暮らしているお子さんが後見人になっているような親族後見事案でも使い勝手が良くなるのではないかと思う。

また、後見等が開始するとキャッシュカードが使用できなくなるなど、後見制度を使うとかえって本人の支援がやりにくくなるという声も聞く。現場でできるところから変えていくことが、この制度の運用改善と普及につながると感じている。

(委員)

金融機関は不正防止や事故防止にも重点を置いているため、なかなか難しいと思うが、そうした意見があったことは持ち帰って伝えたい。

(7) 参与員として後見事件の受理審査を担当しての感想

(委員)

受理審査をしていて、市町村長申立ての事案が非常に多いと感じる。それは、身寄りのいない一人暮らしの高齢者が多くなってきているのが原因にあるのではないかと思う。

障害を持った子どもを親が一生懸命面倒をみてきたが、自分が高齢になり、亡くなった後のことを心配して、後見等の申立てをする場合がある。そのような時に、後見制度を知ってやっと安心できたという話を聞くことが何度かあり、後見制度は本人を守り支援する制度であると実感している。

親族間に紛争があるような事案では、申立人が希望する候補者を選任することはできないことを、説明しても分かっていただけず、苦勞を感じることもある。

(8) 日常生活自立支援事業の視点から

(委員)

社会福祉協議会が、財産管理ができなくなった人に代わってその人のために預金の管理を行う、日常生活自立支援事業というものが広く行われている。同事業は本人との契約であるから、本人の意思能力が保たれていることを要するが、例えば認知症が進行していくと、同事業での支援は継続できなくなる。そのように支援の継続ができなくなった利用者やその家族に対し、社会福祉協議会が後見制度を案内し、後見等の申立てにいたるケースが頻繁にある。

また、社会福祉協議会は、財産管理能力が落ちた人の相談を広く行っており、そこから後見制度についての広報がされ、申立てにつながるというケースもあることから、地域の社会福祉協議会の果たしている役割が大変大きいと感じている。

(委員)

社会福祉士等の専門職が後見人となっている場合は、買物に連れていくなど日常生活の支援をしてくれる人が多い。一方で社会福祉士等以外の専門職が後見人になった場合には、金銭の管理以外の本人の身上監護についても関与してもらいたいと感じることがある。

(委員)

専門職後見人にも身上監護の義務はあるが、日々の買物の付添をしたり、おむつを替えたりすることが職責ではない。専門職後見人は、例えば、ヘルパーさんとの間で契約を結び、ヘルパーさんに病院の付添をお願いして支援するといったように、財産管理を中心とする法律行為を通じて、本人の身上監護を図っていくものだと考える。財産管理はしても日常生活の支援は全くしないということは後見人のあるべき姿ではないと思うし、制度の立て付けもそうなのではない。中には、財産管理だけしますという専門職後見人もいるかもしれないが、法律行為を通じて本人の身上監護を図るという理解のもとで業務に当たっている専門職後見人が増えていると思う。

一方で、全ての日常生活を支援するというのは、専門職後見人にはできないことであることを御理解いただきたい。だからこそ、後見人が支援の輪の中に入って、御親族や福祉サービス、医療機関等といった様々な社会資源と本人をつなぐ役割を、法律行為を通じて果たしていければ良いと思っている。

(委員長)

従前の後見というと、財産管理に重点を置いていたが、今は身上監護も重要だということになっている。法律家である弁護士は、財産管理の面で必要がある場合に選任することが多く、身上監護が必要な場合は、弁護士以外の専門職を選任することが多くなってきている。

(9) 後見制度を利用するメリットについて

(委員)

中央児童相談所では、知的障害と身体障害者の更生相談所としての機能も併せ持っている。障害のある方からの相談や障害に関する諸手続きの案内は、第一義的には市町村が窓口となっているが、施設の入所に関する調整会議は更生相談所で行っている。

更生相談所の調整会議の中で、重度の障害の方が施設入所の希望を出している場合、施設側から成年後見人はついているのかとの質問や、成年後見人をつけて欲しいとの話が出たりする。施設側としては、利用契約や今後の支援をするために成年後見人がついていた方が良いという気持ちがある。

私の印象では、親族がいない独り身の人には成年後見人等がついていることが多いが、家族がいる人にはついていないことが多いように感じる。

家族に対して、成年後見制度を利用しませんかと勧めるに当たり、家族側のメリットというものはあるのだろうか。

(委員)

申立人の中には、病院への交通費や差入れの費用等を自らが負担している人も多く、その額は大きいと聞く。後見等が開始すれば、本人のための支出であれば本人の財産の中から支払うことができる。もちろん、何に使用したかはきちんと控えておく必要がある。

また、親族後見人も専門職後見人と同様、裁判所に報酬付与の申立てを行えば、本人の財産の中から後見人等としての報酬を受け取ることができる。これは後見制度を利用する家族側のメリットと考えられるのではないか。

(10) 診断書の書式統一について

(委員長)

利用しやすい制度ということに関しては、成年後見制度で使用する用紙の統一という話も出てきている。診断書については、平成31年4月以降、全国で統一されることになっている。

(委員)

後見制度の申立て等で使用する診断書というのは、医師であれば誰が作成してもいいのか。

(裁判所出席者)

後見等の申立ての際に提出いただく診断書は、医師が受ける基礎教養部分で判断できるものと言われている。基礎教養の異なる歯科医師は除くが、それ以外の専門科は問わない。

(11) 市民後見人について

(委員)

市民後見人の育成も重要であると思うが、裁判所ではどのような形で進めているか。

(裁判所出席者)

佐渡市で全国初の市民後見人が選ばれたということもあり、新潟県は市民後見人の養成に関して先駆的な部分もある。

市民後見人養成講座を県の社会福祉士会や社会福祉協議会で行っており、裁

判所も要請を受けて講義を持つこともある。

最近の動きとしては、阿賀町も市民後見人を養成しており、実際選任されたという事例がある。

数はまだ少なく地域も限定的であるが、利用促進法の関係もあり、今後広がっていく分野である。

(12) 成年後見制度が広く利用されるために

(委員)

成年後見等の申立てを考えている人から、相談を受ける立場として思うところを少し述べたい。

本日配られたチェックシートは、市民の方が裁判所の手続案内で最初に目にして、説明を受けるものである。

チェックシートに記載されている文章には、普段なじみのない言葉が並んでいると感じる方が多くいる。これ以上噛み砕きようがないかもしれないが、市民の方が普段使っている言葉で表現できた方が親しみやすくなる。

また、チェックシートの記載事項は、全部漏れなく記載しないと申立てを受理してもらえないと感じる方が相当数いる。よく読むと「分かる範囲で記載してください。」と書いてあるが、そこに気が付く前に、全部揃えることができないからと諦めてしまう方もいるようである。

そこで、裁判所で手続案内をする際には、これは分かる範囲で用意すれば良いことを、丁寧に説明してもらいたい。

また、申立ての際の、参与員や家裁調査官による受理面接は、申立人の地元に近い裁判所で行ってもらえると有り難いと思う。村上市の申立人は、受理面接の際に新発田支部まで行くことになるが、そのことに負担を覚える方は多い。近くの裁判所である村上出張所で受理面接を希望すると時間がかかると聞き、無理をして新発田支部まで行く人がほとんどである。出張所でも受理面接ができるようにしてもらえると、後見制度の利用しやすさや使い勝手が向上すると思う。

(委員長)

事案によっては、調査官が出張所に出向いて受理面接をすることもあるが、調査官の都合で時間が少しかかることがあるかもしれない。今後よく検討した

い。

第6 次回のテーマ及び期日

1 テーマ

(委員長)

お諮りしたとおり，次回のテーマは「新潟家庭裁判所における広報活動について」とする。

2 期日

平成31年7月18日（木）午後1時30分から午後3時30分まで